

健発0222第11号
平成31年2月22日

全国知事会

事務総長 古尾谷 光男 殿

厚生労働省健康局長



風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)

標記の件については、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)、「風しんの追加的対策に係る手引きについて(協力依頼)」(平成31年2月8日付け健健発0208第1号・健感発0208第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知)等に基づき、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしており、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関(以下「医療機関等」という。)の間で集合契約を締結することにより、本年4月以降居住地以外でも風しんの抗体検査や予防接種を受けられる体制構築を図るべく、関係機関との調整等を進めており、風しんの抗体検査及び予防接種がより多くの医療機関等で実施可能となるよう、都道府県等に御協力をお願いしていたところです。

以上について、集合契約を締結することができれば、全国の市区町村と全国の医療機関等の事務負担を軽減しつつ、利用者に利便性のある実施体制の構築に向けて大きく前進させることができます。(集合契約(案)の全体像については別紙1「集合契約のイメージ(風しんの追加的対策)」のとおり)。

つきましては、下記のとおり御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、実施体制の整備について御協力いただきますようお願いします。

なお、都道府県及び市区町村(保健所設置市及び特別区を含む。以下)向けには、別紙2「風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)」(平成31年2月22日付け健健発0222第5号・健感発0222第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知)により併せて協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

記

1. 本年3月中下旬を目途に、風しんの抗体検査及び予防接種に係る以下の二種類の

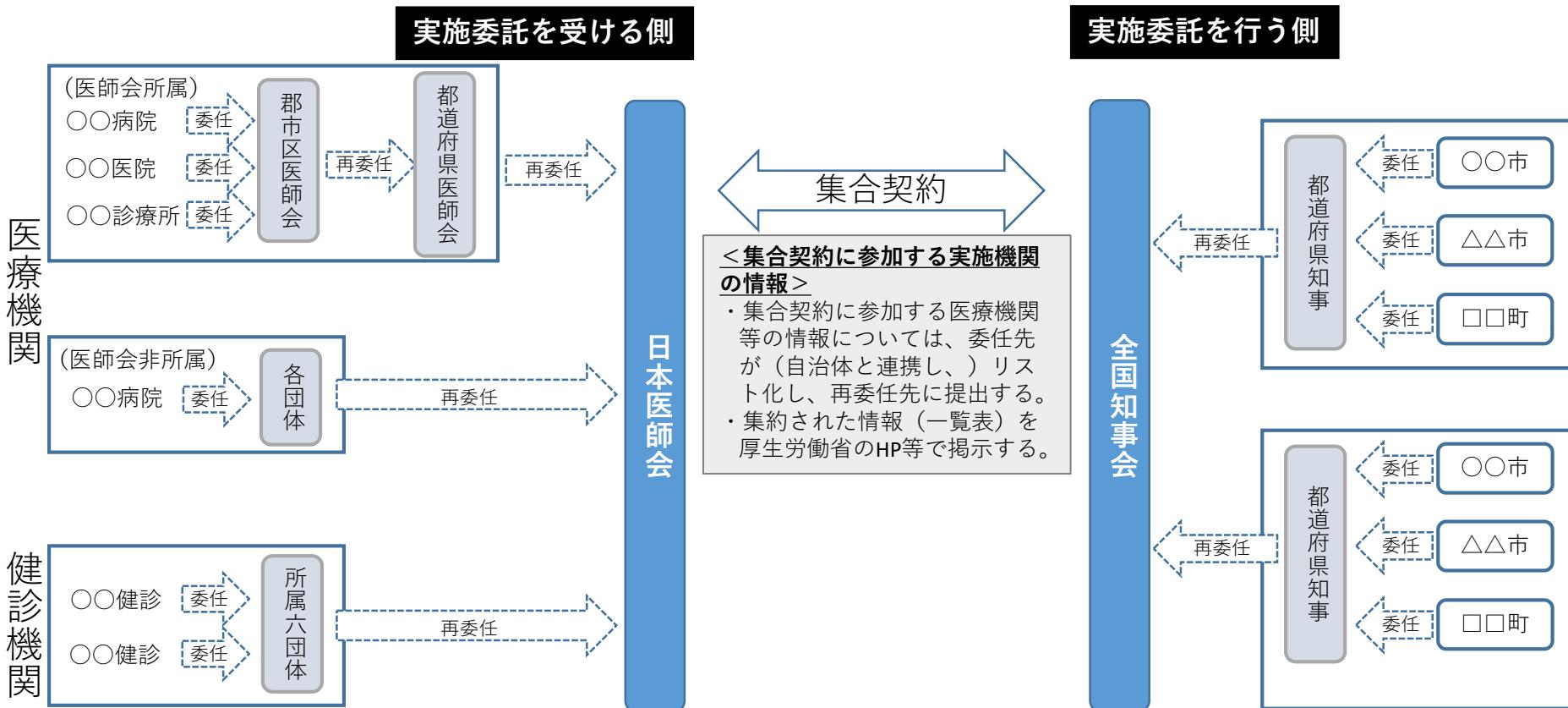
集合契約の取りまとめ者となっていただきたい。

- (1) 公益社団法人日本医師会が取りまとめた全国の医療機関等との集合契約
 - (2) 都道府県等が取りまとめた、(1)に該当しない医療機関等との集合契約
2. 1. の集合契約の締結に当たり、市区町村から、当該契約に関する委任状が都道府県に提出されるため、都道府県から貴会への再委任状の取りまとめ及び保管をしていただきたい。
 3. 2. の再委任状とともに、都道府県から貴会へ、委任状を提出した市区町村をまとめた「委託元市区町村一覧表」が提出されることとなるので、それらの取りまとめ及び保管をしていただきたい。また、提出された「委託元市区町村一覧表」は、公益社団法人日本医師会に提出された「実施機関一覧表」とともに、利用者の利便性向上のため厚生労働省ホームページ上に公表できるよう、厚生労働省宛てに登録していただきたい。

集合契約のイメージ（風しんの追加的対策）

別紙 1

- 抗体検査・予防接種の実施の委託について、市町村は各都道府県に委任し、各都道府県は全国知事会に再委任する。
- 抗体検査・予防接種の実施の受託について、医療機関・健診機関は郡市区医師会等の所属団体に契約締結について委任し、各団体は日本医師会に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会と日本医師会が集合契約を行う。



健 健 発 0222 第 5 号
 健 感 発 0222 第 1 号
 平成 31 年 2 月 22 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
 厚生労働省健康局結核感染症課長
 (公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」（平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知）及び「風しんの追加的対策に係る手引について（協力依頼）」（平成31年2月8日付け健健発0208第1号・健感発0208第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）によりお知らせしたところです。

今般、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等（以下「医療機関等」という。）が締結する風しんの抗体検査及び予防接種の委託に関する集合契約の取りまとめ者として、全国知事会と公益社団法人日本医師会に御対応いただることとなり、別紙1「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成31年2月22日付け健発0222第10号及び第11号厚生労働省健康局長通知）により集合契約の取りまとめを両者に正式に依頼しましたのでお知らせいたします。

なお、今般の集合契約の全体像については別紙2「集合契約のイメージ（風しんの追加的対策）」のとおりです。

つきましては、平成31年4月からの運用に向け、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力を改めてお願ひいたします。

記

1 都道府県（保健所設置市及び特別区を除く。以下同じ。）への依頼事項

都道府県におかれては、平成31年4月から集合契約の運用を開始することができるよう、以下の対応をお願いします。

（1）管内市区町村（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）、医療機関等の関係機関に対し、集合契約に参加するよう、呼びかけていただきたい。

- (2) 本年3月中下旬を目途に全国知事会が集合契約に係る委任状の取りまとめを行うことができるよう、管内市区町村の委任状の取りまとめ及び委託元市区町村一覧表(風しんの追加的対策に係る手引き(第1版)付属資料参照)を作成し、都道府県から全国知事会宛ての再委任状とともに全国知事会に提出いただきたい。
- (3) 管内市区町村から提出された集合契約に係る委任状等の保管をしていただきたい。
- (4) 請求及び支払い等事務に関して、貴職管内の都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)への協力を依頼するとともに、管内市区町村と貴職管内の国保連合会が締結する請求・支払いに関する代理契約(以下「請求・支払い代理契約※」といふ。)について、管内市区町村の委任状等の取りまとめ及び貴職管内の国保連合会に提出をしていただきたい。
- (※)請求・支払い代理契約における国保連合会の主な事務内容
- ・ 本年4月以降に市区町村から対象男性に順次送付されるクーポン券の情報に基づき、医療機関等が市区町村に請求する費用についての支払い事務
 - ・ 医療機関等から市区町村への費用請求事務について、市区町村ごとに請求関係書類を振り分けた上で、送付対象となる市区町村への費用請求
 - ・ 市区町村からの支払いに係る医療機関等ごとの振り分け及び支払い
 - ・ 公益社団法人国民健康保険中央会と請求・支払いの全国決済事務に関する調整等

2 市区町村への依頼事項

市区町村におかれては、平成31年4月から集合契約の運用を開始することができるよう、以下の対応をお願いしたい。

- (1) 管内の医療機関等の関係機関に対し、集合契約に参加するよう、呼びかけていただきたい。
- (2) 風しんの追加的対策に係る手引きを参考の上、住民の利便性向上という趣旨を御理解いただき、以下の集合契約に係る委任状を都道府県に提出いただきたい。
- ・ 医療機関等との集合契約の締結に係る委任状
 - ・ 請求・支払い代理契約の締結に係る委任状
- (3) 対象男性のうち昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が平成31年4月以降、居住地以外でも風しんの抗体検査及び予防接種を受けられるよう、クーポン券の発行や対象者への送付等、運用開始に向けた準備を進めていただきたい。
- (4) 集合契約における費用請求及び支払いについて、同市区町村内の国民健康保険担当課(部)とも必要に応じ費用請求及び支払いに関する事務に当たり連携をしていただきたい。
- (5) 地域の医療機関等と連携・調整し、夜間・休日でも風しんの抗体検査や予防接種が提供可能となるよう体制整備に向けてできる限り御協力いただきたい。なお、体制整備に当たっては、以下の点に十分御配慮いただきたい。
- ・ 抗体検査や予防接種を受ける者に適切に対応できるよう、2次救急医療に対応可

能な医療機関との連携を図ること

- ・迅速な体制整備の観点から、特に、既に夜間・休日に診療を行っている地域の医療機関等との連携を図ること

3 今後の予定（目安）について

- ・本年3月中下旬を目途に全国知事会と公益社団法人日本医師会が集合契約に係る委任状を取りまとめ
- ・本年3月中下旬を目途に集合契約の参加市区町村及び医療機関の一覧を住民向けに公表
- ・本年3月中下旬を目途に対象者向けにクーポン券を送付
- ・本年4月以降を目途に全国において集合契約の締結及び運用開始